

## 第3章 事後の危機管理

### 1 事後評価と再発防止

対応のポイント	<p><b>1 事後の対応</b></p> <p>学校と教育委員会等が、事後の対応について共通理解を図る。 時系列に記録をまとめ、保護者への的確に説明する。 児童生徒等に説明し、早期に通常の学校教育活動に戻れるよう準備する。 児童生徒等の心のケアに努める。 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料P.45</span></p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 10px; margin: 10px 0;"><p>「学校における危機管理の手引き」学校安全編：山形県教育委員会 (平成22年11月発行)『事件・事故災害時における心のケア』を参照</p></div> <p><b>2 事後措置</b></p> <p>担当者は、時系列でまとめた記録等から、発生要因の把握、問題点等を整理し、学校生活における管理体制の確立など、事後評価と対応に取り組む。 事案に応じて、学校保健委員会や学校評議員会等を開催し、多様な観点から評価に取り組み、改善点を明らかにし、再発防止策を検討する。 改善点や再発防止策に基づいて、学校保健計画や危機管理マニュアルを見直す。 報告書を作成し、提出する。</p>
---------	--

#### 事後評価の留意事項（評価の観点）

学校保健計画や学校保健管理に関する計画は適切であったか。  
緊急時の体制について、全教職員の共通理解を図ったか。  
初動体制は迅速に立ち上がったか。  
事故発生時に教職員の役割分担のもとに速やかに行動できたか。  
地域の関係機関等と連携ができたか。  
保健指導など適切な事後措置が行えたか。  
保護者及び関係者に対する連絡・報告等は適切であったか。  
管理職への報告は適切に行われたか。  
関係事項の記録をとり、適切に保管しているか。  
管理指導表、AED等の整備及び位置を明示し、周知されているか。  
傷病者に対し、的確な判断と処置ができたか。  
応急手当に関する校内研修が企画され実施されたか。  
その他何か問題は確認されなかったか。